

一般社団法人

全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協会特別記念講演

(一社)定巡協 理事 津金澤寛

次期法改正に向けて

(一般社団法人)全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 理事長 森重勝 より

厚生労働省 老健局長 大西証史 様に対し
要望書を提出しました。

令和6年度介護報酬改定における

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護についての要望

- 地域密着型サービスの1つである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」は、地域包括ケアモデルの確立において不可欠なサービスであります。 制度の複雑性や運営難易度の高さから、事業所の増加は限定的になっております。
- そこで、上記 サービスの普及促進をはかるため、令和6年度介護報酬改定に向けて下記の通り要望事項を取りまとめいたしました。
- 今後、介護給付費分科会等において具体的な議論を進めていくこととなりますが、 見直し項目の論点として取り上げていただきますようお願い申し上げます。

要望1 新しい複合型サービス

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、定期訪問サービスや随時対応サービス等を通じて、利用者の在宅生活を24時間365日支えることができる訪問系サービスですが、「通所介護」と組み合わせてサービス提供することで、両サービスの特性が活かされ、利用者を地域でさらに手厚く支えることができます。
- しかしながら、上記サービスを併用するにあたり、支給限度額があるため「通所介護」の利用回数に制限が発生し、結果として「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の利用が進まないという実態があります。
- そこで、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「通所介護」を組み合わせた複合型サービスを新たに設けることで、上記の要因を取り除き、地域包括ケアモデルの確立を推進したいと考えています。

要望2

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と

「夜間対応型訪問介護」の統合

- 現在、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」の統合が社会保障審議会介護保険部会等で検討されておりますが、両サービスの統合にあたっては、両サービスの利用者・事業者に不便が生じないように、十分に配慮してご検討願います。

要望3

自立支援・重度化防止・認知症ケアの取組の推進等

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」について、以下を検討願います。
- (1) LIFEの推進、科学的介護推進体制加算の創設を含めた対応。
- (2) 認知症ケア専門加算の算定要件の緩和、及び認知症対応への評価拡充。
- (3) 退院時共同指導加算やターミナルケア加算の算定可。
- (4) 通所介護や短期入所利用時の減算の見直し(定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ)。

要望4 通信環境の変化への対応

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」には、随時対応サービスがあり、事業者は何かしらの通信機器・手段を擁し、利用者に通信機器の貸し出し等を行い、24時間365日通報に対応できる体制を整えています。
- しかしながら、昨今の通信環境の変化は著しく、通信事業者の都合で従来の通信機器・手段が廃止・変更になる場合がございます。
- その際、事業者は新たな投資を行い、通信機器・手段を用意する必要がありますが、原材料高騰等の影響もあり、費用の工面に苦慮しております。
- つきましては、ご利用者が継続して同等のサービス提供を受けられるよう、通信事業者の都合で通信機器・手段が廃止・変更になる場合には、サービス提供事業者に対して、新たな通信機器・手段を用意する補助等の支援を望みます。

要望5 保険者やケアマネジャーの理解

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」の普及促進には、保険者やケアマネジャーの同サービスに対する理解が必要不可欠です。
- しかしながら、老人保健健康増進事業等のアンケート調査結果では、同サービスへの理解・関心が薄い保険者やケアマネジャーがいまだ多くいることが示唆されています。
- 貴省には諸々ご対応いただいておりますが、両サービスにおいて引き続きご支援賜れると幸いに存じます。

令和 4 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び （看護）小規模多機能型居宅介護の 普及等に関する調査研究事業

NTT DATA
Trusted Global Innovator

第 3 回検討委員会 調査結果説明資料

2023年3月6日

NTTデータ経営研究所

目次

1. 定期巡回サービス事業所・利用者調査

- (1) 人材の確保
- (2) 利用者の確保
- (3) サービスの価値（機能・役割）の明確化

2. 小多機事業所・利用者調査

- (1) 人材の確保
- (2) 利用者の確保
- (3) サービスの価値（機能・役割）の明確化

3. 保険者調査について

- (1) 第8期計画における数値目標（計画値）の設定状況
- (2) 第7期計画における数値目標（計画値）・実績
- (3) 今後の整備予定

4. 夜間訪問と定期巡回サービスのあり方について

1. 定期巡回サービス事業所・利用者調査 (1) 人材の確保

(1) 人材の確保 ② 調査結果まとめ

人材の確保についての調査結果まとめ

<人材の確保に関する考察(案)>

【結論】特に訪問介護員について、**適正と考える職員数と現状の職員数との差が大きい**傾向にある。

なお、求人時の条件として有資格者や夜間勤務ができる人材を求めている事業所が多い状況であったが、応募があったものの採用に至らなかったケースを半数以上の事業所が経験しており、その理由としては、「業務への適性がなかった」が多かった（ヒアリング調査においても同様の傾向であった）。また、**定期巡回サービスでは、他サービスよりもスキルや柔軟な働き方が求められるものの、そのような人材の応募がなく雇用環境が厳しいことが確認された。**

人材確保・定着に向けては、すべての取組で回答数が多いが、効果を感じているかについては、その回答数の半数以下にとどまっていた。**最も効果を感じている取組としては、待遇改善、休日の取得しやすさの改善、採用後のフォローの充実が挙げられた。**

<関連する調査結果>

- 特に訪問介護員について適正と考える職員数と現状の職員数との差が大きい傾向にあり、両者の差の大きい事業所においては求人期間が長期間にわたっていた。(P.6,7)
 - 事業所が適正と考える職員数との差(訪問介護員) : 0.9人 (P.5)
 - 1人以上差のある事業所の割合 : 64.5% (P.6)
 - 求人を出している事業所 : 76.9% (P.7)
 - 求人が長期化して3年以上求人を出し続けている事業所 : 34.0% (P.7)

(1) 人材の確保 ② 調査結果まとめ

委員会当日
ご説明予定

人材の確保についての調査結果まとめ

- 求人時の条件としては、全体では**有資格**を挙げる割合が35.0%と最多、次いで**夜間帯の勤務ができる**ことが25.1%であり、訪問介護員としての**実務経験**（16.2%）や訪問介護員に限らない介護の実務経験（14.2%）よりも重視されていたことから、実務経験によらず特定の有資格者や夜間も含めて働ける人材を求めている状況であった。（P.8）
 - 具体的な条件：有資格35.0%、夜間帯の勤務ができること25.1%、訪問介護員としての実務経験16.2%（P.8）
 - 応募があっても採用にいたらなかったケースのある事業所の割合：58.6%（P.9）
 - 応募があっても採用にいたらなかった理由：「業務への適性がなかった（利用者の状態に応じた柔軟な対応やコミュニケーション能力等）」65.9%（P.9）
- ヒアリング調査においても、求人を出しても応募が無いこと、応募があっても業務への適性がなく採用に至らない等の課題が確認された。また、経営面の理由から常勤職員よりも登録ヘルパーを求めている傾向にあったが、**業務への適性、夜勤の可否、扶養範囲内を希望等の理由で採用が難航している**ことも確認された。（P.10）
- 人材確保・定着に向けて、幅広く対策を実施している事業所が多いが、実施した対策について**効果があった**と考えているのは**待遇の改善**が39.4%、**休日の取得しやすさ**の改善が34.3%等、それぞれ実施割合の2割～5割程度の割合であった。（P.11）
 - 事業所が実施している対策：「待遇の改善」77.0%、「スキルアップのための支援」73.7%、「採用直後のフォローの実施」71.8%（P.11）
 - 効果を感じている取組：「待遇の改善」39.4%、「休日の取得しやすさの改善」34.3%、「職場の雰囲気改善」30.5%（P.11）
 - 最も効果を感じている取組の具体的な内容：訪問職員に手当を上乗せすることによる待遇改善や、休日の取得しやすさや職員の状況に応じた勤務形態の調整等（P.12）
 - 実際の実施事例（ヒアリング調査）：社内の紹介制度を利用した職員確保や個別の相談環境の整備等（P.13～15）

1. 定期巡回サービス事業所・利用者調査 (2) 利用者の確保

(2) 利用者の確保 ②調査結果まとめ

利用者の確保についての調査結果まとめ

<利用者の確保に関する考察(案)>

【結論】現在よりも**利用者数を増やしたい事業所が多く**、利用者確保のための具体的な取組として、居宅介護支援事業所や医療機関への周知・営業活動等が行われている状況であり、定期巡回サービスならではの**特徴や具体的な事例・メリット等を居宅介護支援事業所・医療機関に周知することが特に効果的**であるという結果であった（ヒアリング調査においても同様の傾向であった）。利用者確保の課題として、**ケアマネジャーに定期巡回サービスが認知されていない**ことが課題として挙げられているなか、ケアマネジャーや医療機関等との関係構築における取組も確認された。

また、ケアマネジャーから紹介があっても利用開始に至らないケースの要因として、利用者・家族側の要因、事業所側の要因がそれぞれ確認された。利用者・家族側の要因としては、医療機関への入院等の利用者の状況によるものが多い一方で、従来の担当者や事業所の切替を理由に定期巡回の利用開始をためらう方も一定存在するため、新たにサービスを利用する方への配慮についても検討することが必要ではないか。さらに、**事業所側の人材不足**による要因も確認された。

また、**保険者としてサービスの普及のために実施している支援策について、「特にない」が最多（半数強）**であった。

<関連する調査結果>

- 利用者数を増やしたいと回答した事業所は75.7%、現状の利用者数に対して要介護度ごとに1~2人程度の増加を希望している傾向であった。(P.19,21)
 - 利用者確保の意向：「現在よりも利用者数を増やしたい」75.7%、「現在の利用者数を維持したい」23.7%（収支差率が高くなるほど「現在の利用者数を維持したい」の割合が高くなる傾向）(P.19,20)
 - 利用者を増やしたい人数：現状比7.0人程度（特に要介護3が1.7人と最多、要介護1は1.3人と最小）(P.21)

(2) 利用者の確保 ②調査結果まとめ

利用者の確保についての調査結果まとめ

- 開始前に利用していたサービスは「医療機関」が35.4%と最多、次いで「在宅サービス」が33.3%と他と比べて多い傾向、また、利用者確保のための対策としては、居宅介護支援事業所や医療機関への営業を実施している事業所が多かった。(P.22,24)
 - 利用者確保のために現在行っている取組：「居宅介護支援事業所への周知・営業活動」90.4%、「医療機関への周知・営業」66.2% (P.24)
 - 今後行う予定の取組：「居宅介護支援事業所への周知・営業」95.4%、「医療機関への周知・営業」89.7% (P.24)
 - 特に効果的だった内容：営業・周知活動が中心、対象地域の拡大等 (P.25)
- ヒアリング調査においては、ケアマネジャーからの相談に対して計画作成責任者が他サービスの可能性も含めて丁寧に相談することによってケアマネジャーとの信頼関係を構築して利用者確保に繋げるケースや、居宅介護支援事業所や医療機関に加えて在宅支援をしている薬局に対しても周知・営業活動を実施することで、薬局起点での利用者確保に繋げている事例等が確認された。(P.26～29)
- 定期巡回サービス普及のために保険者として実施している取組：「特になし」53.2% (P.30)
- ケアマネジャーから利用者に定期巡回サービスを紹介したが利用に至らなかったケースがある場合の定期巡回サービス事業所からみた要因：「医療機関への入院」225件、「自事業所の職員が足りなかった」223件、「経済的負担」222件、「現在のサービスの事業所や担当者を変えたくなかった」165件 (P.31)
 - 居宅介護支援事業所からみた要因：定期巡回サービス事業所に空きがない、併用サービスの利用が制限されるために断念した等 (P.32)
 - ケアマネジャーから利用者に定期巡回サービスを紹介したが利用に至らなかったケース：平均5.7件 (P.31)
- 定期巡回サービス事業所が考える利用者確保にあたっての課題：ケアマネジャーに定期巡回サービスが認知されていないこと (P.33)
(訪問看護が一体型の事業所であっても、訪問看護側で定期巡回サービスへの理解がされていないと訪問看護からの定期巡回サービス利用には繋がらないこと等も課題として挙げられた)
- 居宅介護支援事業所からみて定期巡回サービスを勧めにくいと考える点：限度額の問題によりデイサービスとの併用が難しいこと等 (P.34)

1. 定期巡回サービス事業所・利用者調査 (3) サービスの価値（機能・役割）の明確化

(3) サービスの価値（機能・役割）の明確化 ② 調査結果まとめ

サービスの価値（機能・役割）のまとめ – ① サービスの質について –

< サービスの価値（機能・役割）に関する考察（案） >

【結論】**介護・医療連携推進会議における議題は、「医療との連携を考える場」とする事業所が最多であり、会議での意見を受けて改善を行った事業所は半数程度という結果であった。改善の内容としては、情報共有の強化、地域へのサービス展開等であった。**

また、**介護・医療連携推進会議を活用した外部評価における議題についても、「医療との連携を考える場」とする事業所が最多であり、構成員からの意見等を受けて改善を行った事業所は半数程度という結果であった。改善の内容としては、ICTの活用、安全対策等であった。**

介護・医療連携推進会議やこれを活用した外部評価における意見等を受けて、事業所内外のコミュニケーションの活性化や知識の醸成等を行っていることが確認されたが、サービス内容の改善を求める意見やそれを受けた改善の状況までは確認できなかった。

なお、**利用者の満足度としては、定期巡回サービスについての印象・提供状況ともに肯定的な回答が多く、利用者満足度は高いと考えられる。**

< 関連する調査結果（介護・医療連携推進会議の状況） >

- 令和3年度の開催回数は平均2.1回で、うち書面開催の回数は1.4回と書面開催の割合も高く、コロナ禍による影響が表れているものと考えられる。また、介護・医療連携推進会議での意見を受けて46.2%が改善を行っている状況であった。（P.38,P.40）
 - 自治体としての介護・医療連携推進会議への参加状況：令和2年度1.5事業所、令和3年度1.7事業所
参加回数：令和2年度が2.4回、令和3年度が2.9回（書面開催の回数は1.7回から2.2回に増加）（P.39）
 - 介護・医療連携推進会議における議題：「医療との連携を考える場」45.3%、「家族の意向や要望を確認する場」39.7%、
「利用者に限らず困りごとを相談する場」37.6%（P.38）
 - 介護・医療連携推進会議での意見を受けて改善を行った事業所：49.8%（改善内容は主に感染対策、情報共有の強化、地域や他事業所との連携等）（P.40～43）
 - 介護・医療連携推進会議を利用した外部評価のうち、自己評価において「できていない/全くできていない」とした項目：
「地域包括ケアシステムの構築に向けての、まちづくりへの参画」64.5%、「地域への積極的な情報発信及び提案」60.9%
 - 構成員からの会議での要望や意見等を受けて改善を行っていた事業所：60.5%（改善内容は情報共有の強化、ICTの活用、安全対策等）
（P.45～47）
 - なお、居宅介護支援事業所としては定期巡回サービス事業所の介護・医療連携推進会議には出席しておらず、必要に応じて地域包括支援センターや家族等と情報共有しているものと考えられる。（P.48）

(3) サービスの価値（機能・役割）の明確化 ②調査結果まとめ

サービスの価値（機能・役割）のまとめ – ①サービスの質について –

<関連する調査結果（利用者の満足度等）>

- 利用者満足度としては、サービスについての印象・サービス提供状況ともに、肯定的な回答が多く、利用者満足度は高いと思われる。
 - サービスについての印象：いずれの項目も「そう思う」「まあそう思う」が最多（P.51）
 - サービスの提供状況：いずれの項目も「全て要望通り」または「ある程度要望通り」が最多（P.51,52）
- 自治体に寄せられている苦情・相談：「定期巡回サービス以外の苦情、相談の方が多い」68.8%（P.53）
 - 自治体に寄せられている苦情・相談の内容：「サービスの質に関すること」40.6%、「説明や情報の不足に関すること」が31.3%（P.53）

(3) サービスの価値（機能・役割）の明確化 ②調査結果まとめ

サービスの価値（機能・役割）のまとめ ー②サービスの機能・役割についてー

<サービスの価値（機能・役割）に関する考察（案）>

【結論】在宅での生活を希望していたが、やむを得ず施設・居住系サービス移行したケースは、サービス利用終了者全体の19.1%であった。その理由としては、「家族にとって利用者の介護負担が大きいため」が最多であった。また、医療依存度が高くなることで頻回な対応が必要（※）となることや、認知症の重度化により常時の見守りが必要となったことでやむを得ず施設・居住系サービスに移行するケースが挙げられた。（（※）なお、要介護認定を受けている場合であっても末期の悪性腫瘍等の厚生労働大臣が定める疾病等の場合には医療保険での対応となることに留意）

なお、一体型で運営する定期巡回サービス事業所に併設の訪問看護とのサービスの棲み分けについて聞いたところ、支給限度基準額を踏まえて「訪問回数が多い場合」、「支給限度基準額の制限がある場合」、「要介護度が高い場合」に定期巡回サービスで主に対応しているという結果であった。

<関連する調査結果（医療的ケアが必要な者への対応、認知症への対応等）>

- 施設・居住系サービスへ移行した利用者：サービス利用終了者全体の21.7%（P.56）
- 「本人は在宅を希望しているにも関わらず」移行しなければならなかったケース：サービス利用終了者全体の19.1%（P.57）
 - 本人は在宅を希望しているにも関わらず施設・居住系サービスに移行しなければならなかったケースの理由：（P.58）
「家族にとって利用者の介護負担が大きいため」34.1%、「認知症の重度化」20.9%、「医療依存度が高くなった」13.7%
ケアマネジャーからみた在宅生活継続のネックとなる要因：「認知症の重度化」、「医療依存度が高くなった」等（P.61）
 - 医療依存度が高くなった際に対応できなかったこと：頻回な吸引が必要となり訪問頻度が上がったことで支援が難しくなったケース等（P.59）
 - 認知症が重度化した際に対応できなかったこと：常時の見守り、ひとり外出等による転倒リスクや家族の負担増（P.60）

<関連する調査結果（訪問看護・定期巡回サービスの棲み分け）>

- 併設の訪問看護と定期巡回サービスについて定期巡回サービス側で対応することが多いケース：
「訪問回数が多い場合」89.3%、「支給限度基準額の制限がある場合」79.7%、「要介護度が高い場合」73.8%（P.62）
- 併設の訪問看護で対応することが多いケース：「訪問時間が長い場合」41.8%、「事業所からの移動時間が長い場合」33.3%（P.62）

1. 定期巡回サービス事業所・利用者調査

- (1) 人材の確保
- (2) 利用者の確保
- (3) サービスの価値（機能・役割）の明確化

2. 小多機事業所・利用者調査

- (1) 人材の確保
- (2) 利用者の確保
- (3) サービスの価値（機能・役割）の明確化

3. 保険者調査について

- (1) 第8期計画における数値目標（計画値）の設定状況
- (2) 第7期計画における数値目標（計画値）・実績
- (3) 今後の整備予定

4. 夜間訪問と定期巡回サービスのあり方について

(4) 調査結果まとめ ①定期巡回サービス

市区町村の定期巡回サービスの整備方針

<市区町村の定期巡回サービス事業所の整備方針に関する考察(案)>

【結論】管内に定期巡回サービス事業所のある市区町村(405自治体)の約9割程度は第8期計画で計画値を定めていた。一方で、管内に定期巡回サービス事業所がない市区町村(693自治体)が第8期計画で計画値を定めていた割合は約4割に留まっていた。また、管内に定期巡回サービス事業所がなく、計画値も設定していない市区町村(404自治体)のうち、場合、8割強の市区町村が今後の整備予定はないと回答している。

整備を検討中、または「事業者の参入が見込まれないこと」を理由に整備意向がないとしている市区町村(500自治体)のうち「事業所の参入意向は把握していない」と回答した割合は7割という結果であった。なお、整備意向の無い理由としては、「事業者の参入が見込まれないこと」等を挙げる市区町村が多い。

また、第8期計画に計画値を定めた市区町村(622自治体)の定期巡回サービスの位置付けとしては、「日中・夜間を通じて、定期訪問と随時訪問により在宅生活を支えるサービス」、「住み慣れた地域における暮らしの継続を実現するサービス」と回答した市区町村が多かった。

<関連する調査結果>

- 定期巡回サービスの整備状況・今後の整備方針は以下の通り。
 - 第7期計画の達成割合；39.8%（第7期計画で数値目標（計画値）を設定した市区町村のうち）（P.136）
 - 第8期計画の目標設定割合；57.5%（定期巡回サービス事業所の有無別では、定期巡回サービスありの場合は「定めた」が86.4%であった一方で、定期巡回サービスなしの場合は「定めた」が40.5%であった。）（P.132）
 - 第9期計画での整備予定；6.8%（令和4年10月1日時点で定期巡回サービス事業所が0か所の市区町村のうち）（P.138）
- 第8期計画における定期巡回サービスの数値目標を定めた市区町村における計画数値を決定する要因：「サービスの需要に関する将来推計」84.7%（P.133）
 - 将来推計の指標：（P.134）
 - 「要介護認定者数（サービスの対象者数）の推移」77.9%
 - 「各サービスの利用率の推移」74.1%
 - 「被保険者数の推移」71.8%

(4) 調査結果まとめ ①定期巡回サービス

市区町村の定期巡回サービスの整備方針

<関連する調査結果>

- 第7期計画において計画値を定めた市区町村のうち目標を達成した市区町村：39.8% (P.136)
 - 達成できなかった理由：(P.137)
 - 「見込みよりも利用者が増えなかった」59.3%
 - 「事業者の参入がなかった」39.8%
 - サービスの位置づけ：(P.30)
 - 「日中・夜間を通じて、定期訪問と随時訪問により在宅生活を支えるサービス」86.7%
 - 「住み慣れた地域における暮らしの継続を実現するサービス」65.9%
 - (「家族介護者の介護離職防止」21.7%、「施設・居住系サービスの待機者を減らすためのサービス」9.3%)
- 令和4年10月1日時点で定期巡回サービス事業所が0か所の市区町村のうち、第9期計画に向けて整備予定のある自治体：6.8% (P.140)
 - 定期巡回サービスを整備する予定がない理由：(P.142)
 - 「事業所の参入が見込まれない」65.0%
 - 「自治体全体で訪問に対応できる職員が不足している」30.7%
 - 「サービスを必要とする利用者がいない、あるいは少数である」26.0%
 - 「他の介護サービスによって需要に対応できている」19.8%
 - 利用ニーズの確認方法：「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」51.7%、「在宅介護実態調査」51.0% (P.143)
 - 事業者の参入意向の把握方法：「ニーズ調査」10.8%、「参入意向を把握していない」70.2% (P.144)
 - 定期巡回サービスの代替になるサービス：訪問介護78.4%、訪問看護75.2%、小多機51.2% (P.145)

1. 定期巡回サービス事業所・利用者調査

- (1) 人材の確保
- (2) 利用者の確保
- (3) サービスの価値（機能・役割）の明確化

2. 小多機事業所・利用者調査

- (1) 人材の確保
- (2) 利用者の確保
- (3) サービスの価値（機能・役割）の明確化

3. 保険者調査について

- (1) 第8期計画における数値目標（計画値）の設定状況
- (2) 第7期計画における数値目標（計画値）・実績
- (3) 今後の整備予定

4. 夜間訪問と定期巡回サービスのあり方について

(1) 夜間訪問事業所調査結果 ①まとめ

夜間訪問・定期巡回サービスの在り方

〈結論〉令和3年度調査の結果において、同じサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所何れもないと回答した3事業所の利用者が統合後も引き続き必要なサービスを受けることができるかどうかを確認したところ、1事業所目は定期巡回サービスを既に開設しているとともに、夜間訪問はサービス提供実績のない利用者のみであったため夜間訪問のサービス提供を既に終了していること、2事業所目は提供可能な定期巡回サービス事業所があること、3事業所目は定期巡回サービスを併設している状況であった。令和3年度調査結果に回答した事業所に限っては、全ての事業所において定期巡回サービスまたは24時間対応可能な訪問介護事業所があることが確認できた。

また、今年度調査をした事業所においては、利用者への影響は無いとの見解であった。

〈関連する調査結果〉（事業所の状況について）

- 令和3年度調査において、同じサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所何れもないと回答した事業所3か所についてヒアリング調査を実施し、1事業所は夜間訪問のサービス提供を終了、1事業所は提供可能な定期巡回サービス事業所がある、1事業所は定期巡回サービスを併設している状況であり、令和3年度調査結果に回答した事業所に限っては全ての事業所において定期巡回サービスまたは24時間対応可能な訪問介護事業所があることが確認できた。（P.156）

〈関連する調査結果〉（サービスの機能・役割）

- 利用者の特徴・利用者像としては、定期巡回サービスよりもサービス需要が低く、提供回数が少ない利用者であり、夜間の安心感を得たい方を中心に利用されているサービスであった（令和3年度調査でも同傾向であった。）。（P.156）

〈関連する調査結果〉（夜間訪問と定期巡回サービスを統合した場合の影響について）

- 本調査で調査を行った事業所においては、近隣または併設の定期巡回サービスにて対応が可能であるため、利用者への影響は無いと考えられる。（P.157）
- 一方、夜間のみ利用ニーズがある方が夜間訪問を利用しているため、定期巡回サービスに移行した場合に、夜間のみ利用する場合の単位数が設定されない場合には別サービスでの対応が必要となる可能性がある。（P.157）
- また、ヒアリングを実施した事業所においては、事業所としての影響は無いとの回答であった。（P.157）

時田純先生、ありがとうございます。

